

## Q & A

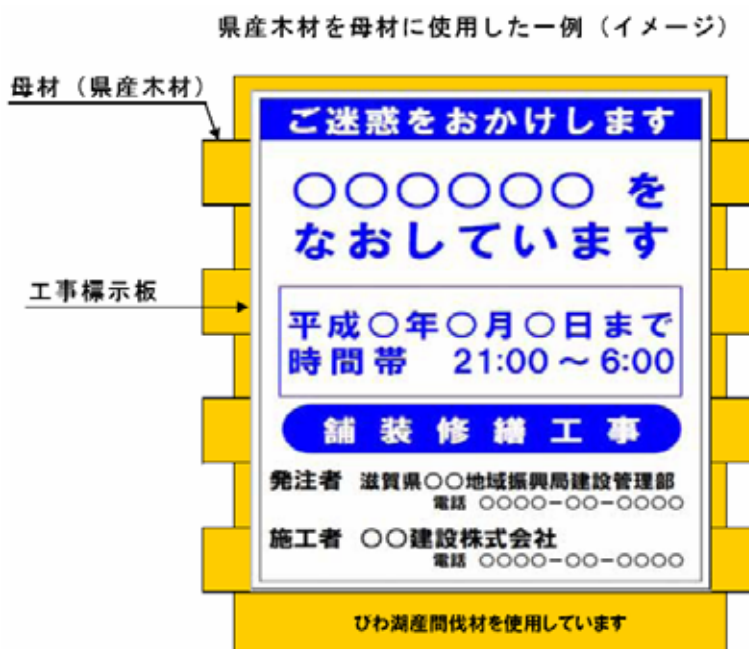
### Q 工事標示板等のサイズは？

A 設置基準に例を示していますが、現場条件など特段の支障が無い限り、これに基づき製作してください。(設置基準 別表様式1、2、3、4)

特段の支障とは、道路の施設帯等が無いかもしくは狭く建築限界を確保できない場合などです。

なお、工事標示板の母材として県産木材を使用する場合、工事標示板をアクリル板等で製作することがありますが、この場合でも工事標示板は設置基準の例に示すサイズで製作してください。(次図参照)

なお、設置基準は母材のサイズを規定するものではありません。



### Q 工事標示板等の色彩は？

A 下地色を白色、文字色を青色等としてください。

これによりコントラストを明確にして視認性を確保できるよう配慮しています。(設置基準 別表備考一、二、三)

道路の案内標識と同様に、色調を統一することにより周辺住民やドライバーは工事情報の存在を認識しやすくなることが期待できます。

### Q 工事標示板等に標示する「工事内容」と「工事種別」は誰が決めるのか？

A 標示板の標示例を参考に、請負人が考案し製作前に監督職員が確認してください。(設置基準 参考(1)標示板の標示例)

なお、「誰が」「何のために」「いつまで」の3点を重視し、「一目でわかりや

すく」「情報量は極力少なく」「大きな文字で表す」ということに留意してください。(工事内容は21文字以内、工事種別は7文字以内が目安です。)

**Q 工事情報看板と工事説明看板はどのように使い分けるのか？**

A 工事情報看板は、歩行者や周辺住民に対し工事情報を予告するものであり、工事開始とともに工事説明看板と入れ替えます。

設置基準参考(6)を参考に配置してください。

なお、工事区間が長い場合は適宜設置枚数を増やしてください。

**Q 工事現場に設置基準以外の看板を設置しても良いか？**

A 事業内容などの情報発信のための看板を適宜設置してよいものと考えます。

ただし、これらの看板は、ドライバー等が安全運転するための注意力を低下させないよう、安全誘導のための標示施設設置エリア以外に設置するよう配慮してください。

**Q 防護施設等の配置はどのようにすればよいか？**

A 設置基準参考(2)に示す設置例を参考にしてください。

なお、路上工事の防護施設等は、道路工事保安施設設置基準(案)に基づき設置してください。

また、工事区間の起終点には「工事標示板」が必要です。

**Q 防護施設等の色彩は？**

A 設置基準5(色彩)に示す黄色と黒色の斜縞模様以外で、他の目立つ配色としては赤色と白色の斜縞模様があります。

**Q 工事標示板等を設置するうえでの注意点は？**

A 路上工事で道路に設置する場合は建築限界を確保し、転倒しないよう堅固に固定してください。

なお、通行車両だけでなく自転車や歩行者の安全に十分に配慮のうえ設置してください。

その他、路上工事における標示施設等設置のポイントなど、以下の国土交通省関東地方整備局のホームページを参考にしてください。

ホーム > みち > 事業者向け情報(道路工事保安施設設置基準) > 路上工事看板設置関連通達改正のポイント(事例集)

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/stand\\_const/casestudy/casestudy.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/road/stand_const/casestudy/casestudy.pdf)